

(仮訳)

## プレス・リリース

2021年10月7日

### 金融安定理事会は、「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視に係る進捗報告書を公表

金融安定理事会（FSB）は、本日、「グローバル・ステーブルコイン」（GSC）の規制・監督・監視に係るハイレベルな勧告の実施に向けた進捗について纏めた報告書を公表した。

本報告書は、FSB および地域諮問グループのメンバー48 法域（21 の先進国および 27 の新興市場国・開発途上国）を対象とした、FSB のハイレベルな勧告の実施状況に関する包括的なストックテイクの結果を纏めている。

本報告書は、いわゆる「ステーブルコイン」の時価総額が2020年から2021年にかけて増加し続けたことを指摘している。もっとも、FSB のハイレベルな勧告の実施状況を見ると、いずれの法域においても、総じてまだ初期段階にある。各法域は、勧告の実施に向けて異なるアプローチを採用したか、或いは検討している。規制裁定や有害な市場分断のリスク、およびステーブルコインが金融システムの主流に加わったときに生じ得る、より大きな金融安定上のリスクに対処するために、規制面の実効的な国際協力・協調が極めて重要である。

本報告書は、バーゼル銀行監督委員会、BIS 決済・市場インフラ委員会、証券監督者国際機構等の基準設定主体が、既存の国際基準や原則がステーブルコインに適用されるか否か、そしてどのように適用されるか評価しており、必要に応じて、FSB のハイレベルな勧告を踏まえ調整することにも言及している。本報告書は、現在進められている作業では幾つかの論点が完全にはカバーされていない可能性があり、既存の基準や原則で捕捉されていない論点（ギャップ）には、業態横断的に調整した包括的な方法で対処すべきであることを強調している。

当局は、今後更なる検討の余地があり国際的にも更なる作業が有益と考えられる、勧告の実施に関連する複数の論点を特定した。これらの論点には、ステーブルコインを

「グローバル・ステーブルコイン」(GSC)と判定する基準や、発行体・カストディアン・その他のGSCの機能に係るサービス提供者(ウォレット提供者等)に対する健全性要件や投資家保護要件等、償還請求権、クロスボーダーや業態横断的な協力・協調体制、当局間の相互承認・依拠が含まれる。

GSCの健全性育成に係る作業は、2020年10月にG20により承認されたクロスボーダー送金の改善に向けたFSBのロードマップの重要な要素となっている。FSBは、他の関連する基準設定主体や国際機関と協議しつつ、勧告の見直しを行う。このレビューは2023年7月に完了するものであり、捕捉されていない論点(ギャップ)について、既存の枠組みで対処する方法を特定する作業となる。この作業は必要に応じて、FSBの勧告の改訂に繋がる。

FSBは、フィンテックの動向や、特に暗号資産やステーブルコインの市場拡大から生じるリスクを含む、潜在的な金融安定上のリスクについて、緊密なモニタリングを継続する。